

令和 6 年 11 月 27 日 (水)
令和 6 年度 第 1 回
沖縄県国民健康保険運営協議会

令和 7 年度国民健康保険事業費納付金等の 仮算定方法について（参考）

沖縄県 保健医療介護部
国民健康保険課

国保財政の仕組み

- 都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払う（保険給付費等交付金の交付）ことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理する。

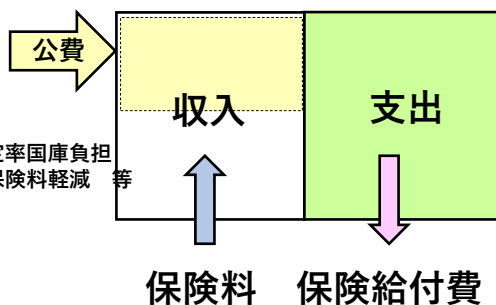
※ 都道府県にも国保特別会計を設置

- 市町村は、都道府県が市町村ごとに決定した納付金を都道府県に納付する。

※ 納付金の額は、市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮

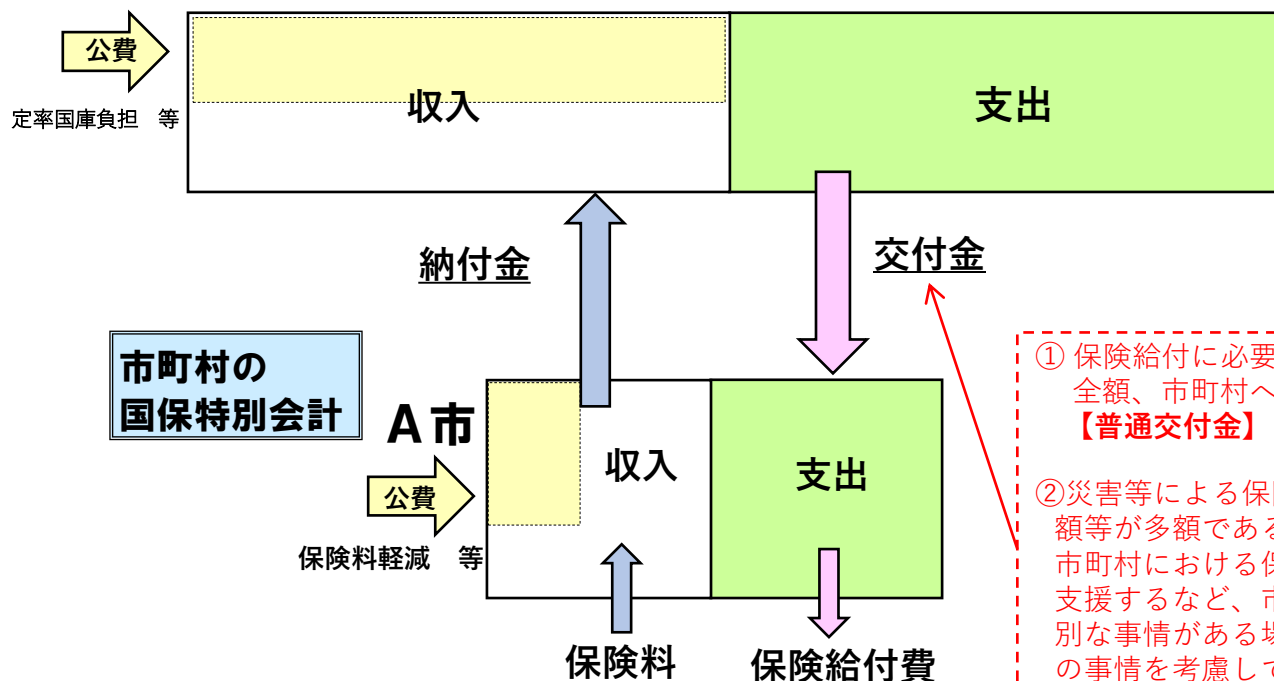
H29まで

市町村の
国保特別会計



H30から

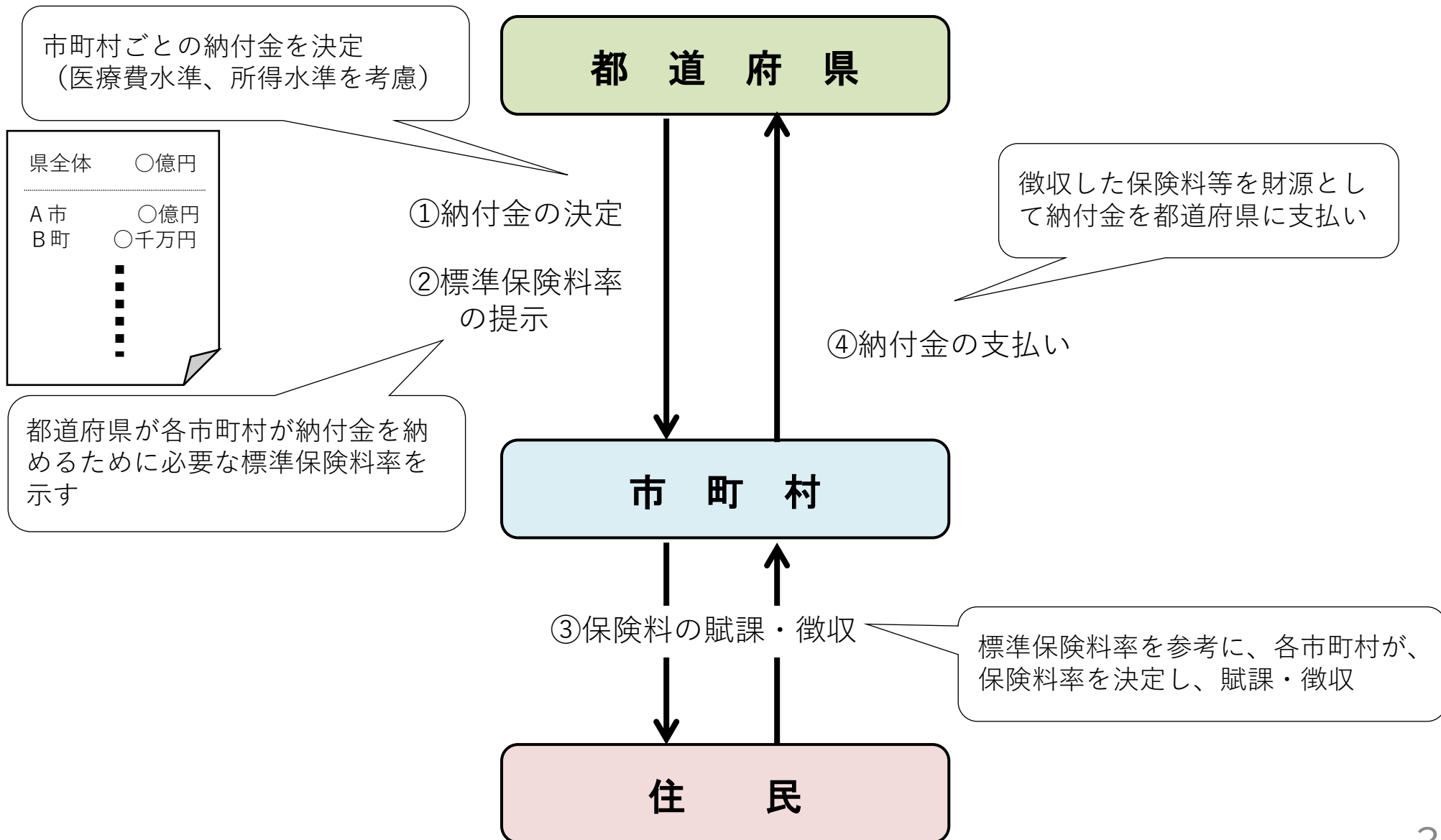
都道府県の国保特別会計



① 保険給付に必要な費用を、
全額、市町村へ交付
【普通交付金】

② 災害等による保険料の減免
額等が多額であることや、
市町村における保健事業を
支援するなど、市町村に特
別な事情がある場合に、そ
の事情を考慮して交付
【特別交付金】

国保保険料の賦課、徴収の仕組み



国保事業費納付金、標準保険料率の算定方法について

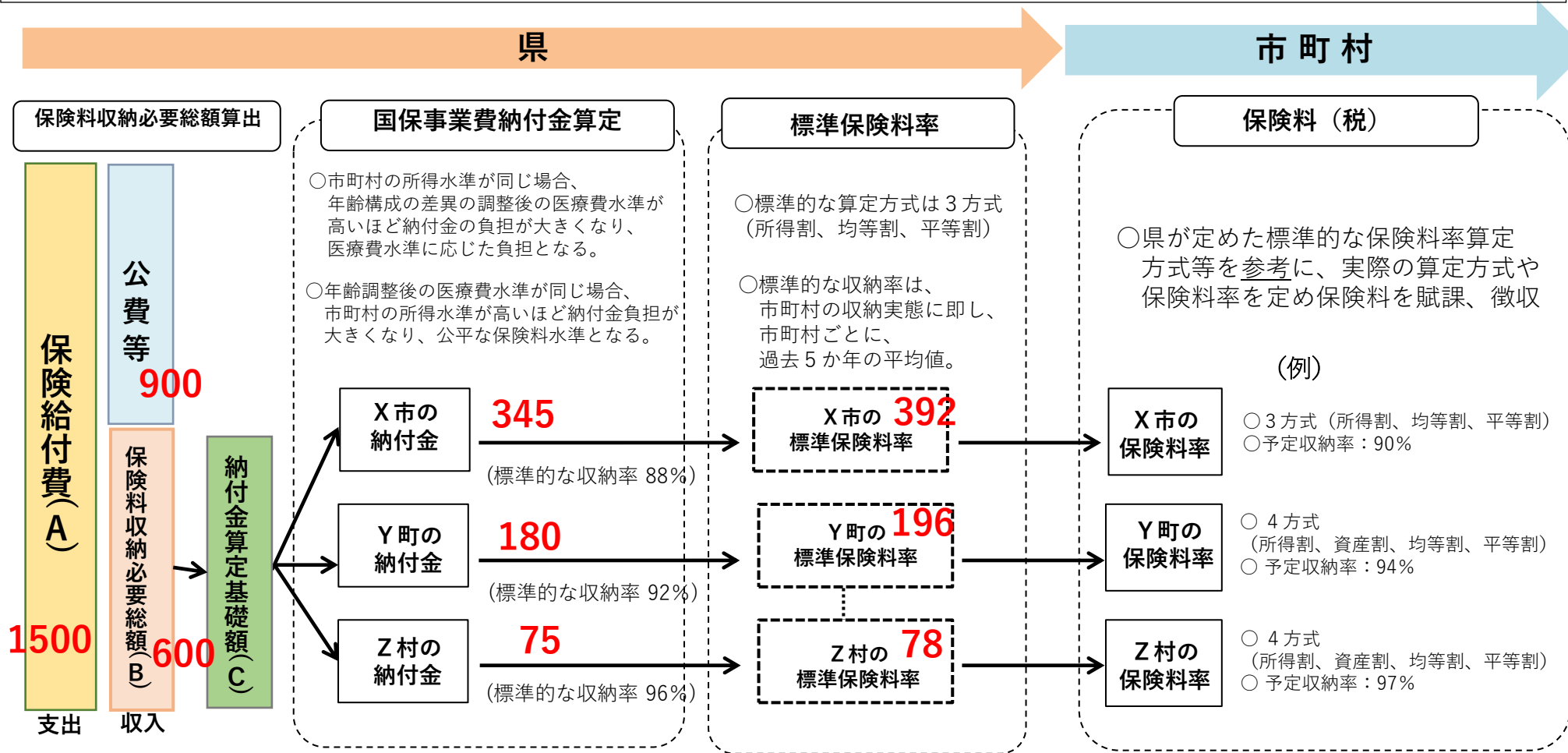
○県は、財政運営の責任主体として

①医療費推計から**保険給付費(A)**の見込みから、公費等（前期高齢者交付金や定率国庫負担など）を差し引き、

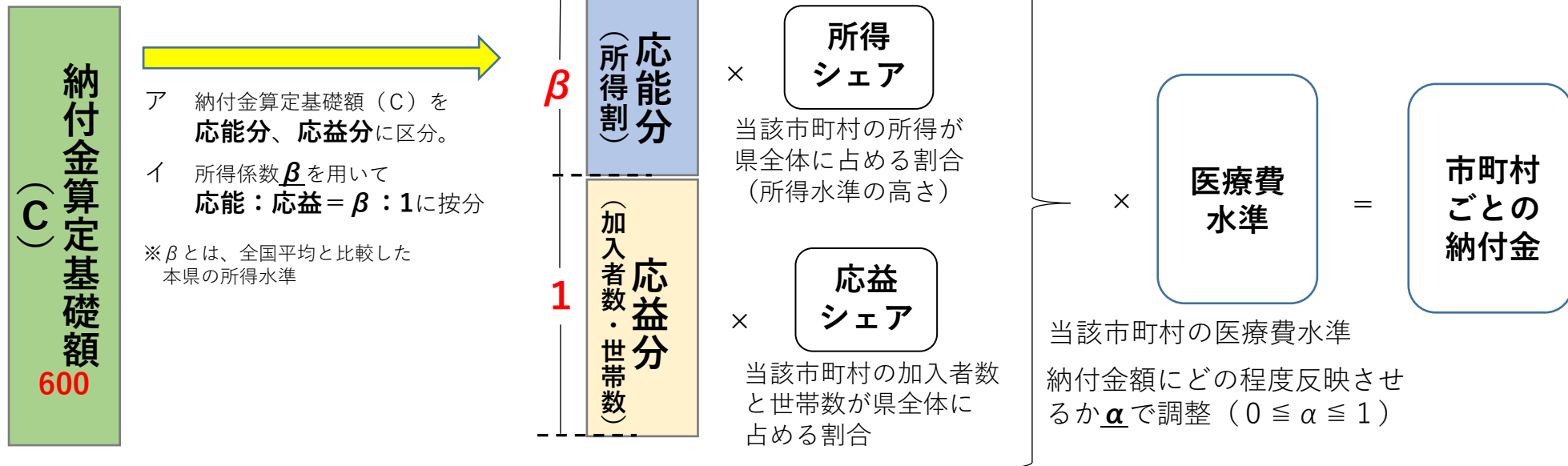
保険料収納必要総額(B)、県が全体で集めるべき納付金の総額、**納付金算定基礎額(C)**を算出する。

②**納付金算定基礎額(C)**から、年齢調整後の医療費水準（ α ）及び所得水準（ β ）に考慮して**各市町村ごとの納付金基礎額(c)**を算出し、高額医療費負担金等の公費について各市町村ごとに調整を行い、**各市町村の納付金（一般分）(d)**を算定する。

○市町村は、県が示した標準保険料率を参考に、実際の保険料算定方式や保険料率等を定め、保険料を賦課・徴収



納付金の配分イメージ



【例】

① 応能分と応益分に按分する。

600	応能分 240
	応益分 360

② 応能分を所得シェア、
応益分を応益シェアで按分

	X 市	Y 町	Z 村
所得シェア	60%	30%	10%
所得シェア × 応能分	144	72	24
応益シェア	50%	30%	20%
応益シェア × 応益分	180	108	72

③ 医療費水準を反映し、市町村
ごと納付金が決定。

	X 市	Y 町	Z 村
医療費水準	医療費 平均以上	医療費 平均	医療費 平均以下
調整係数 α	150	72	18
調整係数 × 所得シェア × 応能分	195	108	57

計 (600) = 345 + 180 + 75